令和6年度 男女共同参画社会に向けての 県民意識調査報告書

令和7年1月

長崎県

はじめに

平成11年に男女共同参画社会基本法が公布・施行されて以降、長崎県では、男女共同参画社会の

実現に向けた取組を一層推進するため、平成I4年に「長崎県男女共同参画推進条例」を制定し、翌

15年にはこの条例に基づく「長崎県男女共同参画基本計画」を策定いたしました。その後、社会経

済環境の変化を踏まえ、新たな時代に対応した施策を展開していくため、3回の計画改定を行ってお

ります。また、平成17年には「長崎県男女共同参画推進センター」を設置し、地域における男女共

同参画の推進に努めているところです。

このような中、平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍

推進法)」が全面施行され、本県においても、「ながさき女性活躍推進会議」と連携し、女性の活躍に

向けた機運醸成や男女が共に活躍できる職場環境づくり等に官民一体で取り組んでおります。

今回の「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」は、第1回実施の平成9年から7回目となり

ますが、県民の皆様の男女共同参画に関する意識・実態等について把握し、今後の男女共同参画社会

の実現に向けた施策や次期「長崎県男女共同参画基本計画」の策定における基礎資料を得ることを目

的として、実施いたしました。

この調査結果を、男女共同参画社会の実現に向けての参考資料としてご活用いただければ幸いです。

最後に、今回の調査にご協力いただきました県民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和7年1月

長崎県県民生活環境部長 大安 哲也

3

目 次

I. 調査の概要

1.	調査の目的 ·······1
2.	調査の設計
3.	地域区分
4.	集計結果利用上の注意2
5.	標本特性3
Ⅱ.調	査結果の分析
第1章	男女平等について
1.	社会全体における男女平等
2.	男女共同参画に関する言葉の認知度・・・・・・・・・・・9
第2章	家庭生活・地域活動について
第2章 1.	家庭生活・地域活動について 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか・・・・・・・・・・・・13
1. 2.	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 2. 3.	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 2. 3. 4.	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 2. 3. 4. 5.	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第3章 就労及びワーク・ライフ・バランスについて 1. 勤務先での性別による仕事や接遇面での差 ……………………………32 2. 勤務先での昇進やキャリアアップの意向......34 3. 4. 5. 現在働いていない理由 ……………40 6. 7. 今後の就労の意向 ……………………42 8. 働きたいと思う理由 ……………44 9. 希望する就労形態 ………………………46 13. 継続して女性が働くために必要なこと 60 14. 男性が「育児休業制度・介護休業制度」を利用すること63 第4章 人権 (ストーカー・セクハラ・DV/デート DV) について 不快な思いをした経験 ………………………67 D V被害に関する経験等 ······· 70 2. D V 経験後の状況………………72 3. D V 被害についての相談状況 ······ 73 4. DV被害について相談しなかった理由 …………………………75 5. セクハラや D V を防止するために必要なこと 78 第5章 男女共同参画社会づくりについて 政策決定の場へ女性が参画するために必要なこと・・・・・・・・・・81 Ⅲ. 男女共同参画社会に向けて 「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」における調査結果の考察………………87 IV. 参考資料 1. 集計結果·······93

2.